

議案第 36 号

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例
を制定することについて

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 2 月 21 日

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

市内居住の使用者に係る使用料を有料化するとともに、使用料の区分及び額を見直すため。

石岡市農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項中「条例及び条例」を「この条例及びこの条例」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 農業者トレーニングセンター使用料

（単位：円）

区 分				午前 9:00～ 12:00	午後 13:00～ 17:00	夜間 18:00～ 22:00	全日 9:00～ 22:00
体育館	団体使用（10人以上）	一般	半面	980	1,310	1,310	3,600
			全面	1,960	2,620	2,620	7,200
			談話室	510	680	680	1,870
		高校生以下	半面	490	660	660	1,810
			全面	980	1,310	1,310	3,600
			談話室	260	340	340	940
	個人使用	一般	2時間までごとに1人につき 200				
		高校生以下	2時間までごとに1人につき 100				

2 農業者トレーニングセンター附属施設等使用料

（単位：円）

区 分			単 位	金 額
照明設備	団体使用（10人以上）	半面	1 回	570
		全面		1,140
	個人使用	一般	2時間まで ごとに1人	60

	高校生以下	につき	30
ステージ		1 回	100
温水シャワー設備	団体使用（ 10人以上）	1 回	1,540
	個人使用	1 回	100
トレーニング室		1 人につき	100

備考 1 回とは，農業者トレーニングセンター使用料の表の午前，午後及び夜間のうちいずれかの区分の時間帯をいい，全日の場合は 3 回とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし，附則第 4 項の規定は，公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の石岡市農業者トレーニングセンター条例（以下「新条例」という。）の規定は，平成29年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し，平成29年 3 月31日までの使用に係る使用料については，なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 新条例第 5 条及び別表の規定にかかわらず，平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの期間における市内居住の使用者の使用料（照明設備に係る使用料を除く。）については，新条例別表に掲げる使用料の半額とする。この場合において，10円未満の端数は，切り上げる。

（準備行為）

- 4 使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

（石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例の一部改正）

- 5 石岡市，行方市，小美玉市及び茨城町における公の施設の広域利用に関する条例（平成28年石岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表石岡市農業者トレーニングセンター条例（平成17年石岡市条例第

140号）の項中 「 貸し自転車 テント 」 を 「 照明設備 」 に改める。